

公共工事の入札制度改革について

- 論点提起 -

(入札監視委員会委員長) 清水修二

1. 基本的な立脚点 - 自治体のコンプライアンス

「談合を抑止することはしよせん不可能である」との認識に立ちつつ、「違法行為を犯すのは業者であり、自らが違法なことをしていなければ責められるいわれはない」とする姿勢が、行政の側にありはしないか。地方自治体のコンプライアンスとは「住民の負託にこたえること」であって、単なる遵法行政を意味するものではないと考えるべきである。

2. 「地産地消」と公正性の関係

いわゆる「地産地消」と「入札の公正性」とを、トレードオフ=二律背反の関係に置いている限りは、抜本的な入札制度改革はできず、中途半端な改革に終わらざるを得ない。地産地消と公正な競争は、両立させなければならない。言いかえるなら、地産地消原則は、公正な競争原則を犯さない範囲内でしか認めるべきでない。

3. 予定価格・最低制限価格の妥当性

予定価格とは何か、それは「適正価格」なのか単なる天井価格なのか。また最低制限価格とは何か、それは「最効率価格」なのかそうでないのか。定義を明確にする必要性を感じる。そして福島県の工事における実際の予定価格が、果たして業者がしばしば言うような原価割れを生じかねない水準のものであるかどうか、はっきりさせるべきである。(この点は、元請と下請を分けた業者への非公開のヒアリングを提案する。)

4. 高落札率の問題

談合事案の摘発後に落札率が急落するといった現実があるにもかかわらず「落札率の高さは必ずしも談合疑惑の存在を意味しない」と主張する根拠を、行政側は示すべきである。また、ズラリと同額の入札価格が並ぶ現象がしばしばあることや落札率100%のケース等、入札をめぐる「不審な現象」の解明を行う必要がある。

5. 指名制度の廃止提案

入札監視委員会は「条件付き一般競争入札の一般的適用」すなわち「指名競争入札の廃止」を提言した。指名制度の廃止がさまざまな実施上の困難をともなうであろうことは承知しているつもりであるが、私としては、「条件付き一般競争入札」と「指名競争入札」を並置してその得失を論じるのではなく、条件付き一般競争入札に徹することができないとすればその理由は何なのか、という発想で検討をしていただきたい。